

宜野湾市国民健康保険税 収納対策緊急プラン

市では宜野湾市国民健康保険税収納対策緊急プランを策定して、国民健康保険税（国保税）の未納者に対する指導を強化しています。

安心して医療が受けられる制度を持続させるためにも国保税の納期内納付をよろしく願います。

1. 滞納状況の解消について

①窓口相談、戸別訪問及び年金機構からの情報を活用し他保険加入者の発見に努め、早期に資格喪失届の提出を勧奨します。

②電話催告及び戸別訪問による接触の機会を通して、被保険者の資産状況、収入状況等実態把握に努め、生活保護の必要性がある場合には、生活福祉課へ案内し早期に申請を助言します。

③預貯金などの財産調査を行い、資力の有無について適正な判断に努め、速やかな滞納処分や執行停止を実施します。

2. 徴収方法の改善について

①コンビニ収納を実施し、納付の利便性向上を図ります。

②平日夜間窓口（水曜日除く）を午後8時まで開き、納税相談時間の延長や催告業務の強化に努めます。

3. 滞納処分の実施について

滞納者の財産調査を行い、資力があるにも関わらず納付意思のない滞納者については、預貯金・給与・不動産等の差押を実施します。

11月2日（月）は国民健康保険税・後期高齢者医療保険料 第4期の納期限です

便利です！
口座振替

口座振替にすると、指定された口座から自動的に引き落とされますので、納め忘れがなく大変便利です。ぜひご利用ください。

困ったときはご相談を！

国民健康保険課では、病気や失業などの事情により納期限までに国保税を納付できない方のために納税相談を行っております。お気軽にご相談下さい。

- (1) 病気・ケガ等により生活に重大な影響を及ぼしたとき
- (2) 失業等により生活が困難になったとき
- (3) 事業の休止、廃止、または著しい損失を受けたとき
- (4) 災害（火災・風水害）または盗難にあったとき

問合せ：国民健康保険課 ☎893-4411 保険税係 内線142～145 後期高齢者医療係 内線146

ひとり親家庭認可外保育施設利用料補助事業

平成27年10月より、ひとり親家庭における認可外保育施設の利用料の負担を軽減するため、保育料を減免した認可外保育施設に対して補助を行う事業を実施します。

【対象要件】

次の対象要件すべてを満たしている保護者は、申請により利用料の減免をうけることができる場合があります。

- ①児童扶養手当又は母子家庭及び父子家庭等医療費助成の受給者
- ②保育の必要性の認定（2号認定または3号認定）を受けた子どもの保護者
- ③保育所入所申し込みをしているが、待機児童になっている子どもの保護者
- ④在園している認可外保育施設が児童福祉法第59条第1項に規定する届出がなされていること

【減免・補助の仕組み】

※申請を希望の方は、利用している認可外保育施設から交付される施設利用証明書及び利用契約書をご持参の上、保育課窓口にて手続きを行ってください。

なお、申請の翌月より利用料の減免が適用されます。

※手続きの詳細については、保育課までお尋ねください。保育課ホームページでもご確認いただけます。

【利用料の減免方法・利用料減免相当額】

下記A、Bのどちらか少ない利用料について減免を施設よりうけることができます。

- A：認可外保育施設の利用料額 - 認可保育園に入所した場合の保育料額
- B：26,000円



問合せ：保育課 ☎893-4411 内線176・178